

令和6年度大阪府介護職・介護業務の魅力発信業務委託仕様書

1. 業務名

令和6年度大阪府介護職・介護業務の魅力発信業務

2. 業務の目的

介護分野の有効求人倍率は、全国的に見ても、他産業に比べ高い状態で推移しており、慢性的な人材不足状態が続いている。今後、少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少していく中、大阪府では、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年には、約2万4千人の介護職員が不足すると推計している。また、令和4年度に（公財）介護労働安定センターが実施した「令和4年度 介護労働実態調査」によると府内の介護事業所において従事する者の平均年齢は50.5歳（うち65歳以上の労働者がいる割合は62.4%）となっており、介護労働者の高齢化が進行するとともに、若手職員の不足が浮き彫りとなっている。若い世代の参入を促進するための明確なインセンティブを作りだすことは、将来に向けての安定的かつ継続的な人材確保を進めていく上で、重要度が高くなってきている。

このため、府内の高校生、大学1・2年生が、介護職の仕事内容を具体的にイメージできるよう、魅力発信するとともに、府が実施する「高校生フクシのお仕事体験」、「インターンシップ事業」（以下「フクシ体験」という。）への参加を促進し、実際に体験することで、将来に向けて安定的かつ継続的な介護人材の確保を図る。

3. 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月曜日）まで

4. 委託上限額

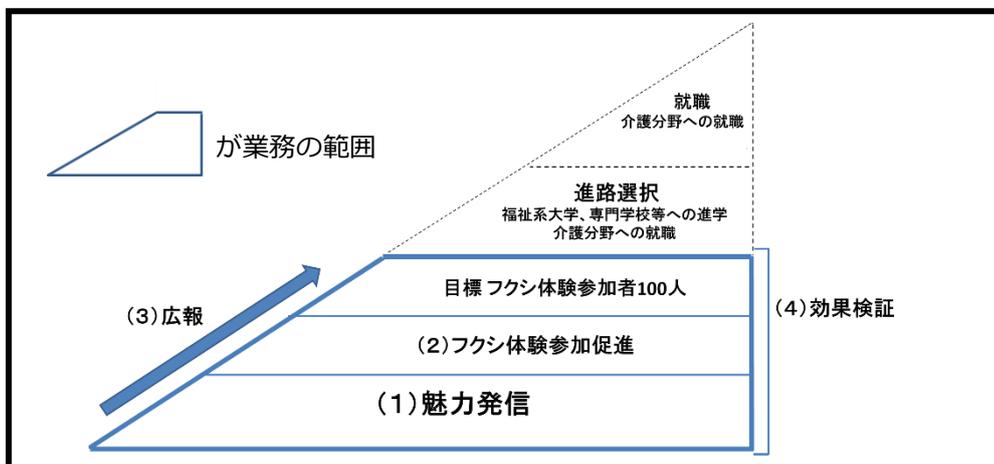
6,850,000円（消費税及び地方消費税含む）※本事業を履行するすべての経費を含む

5. 業務内容及び企画提案を求める事項

各業務を総合的に実施することにより、以下の目標を達成できるような提案を行うこと。

目標：本業務を通じてフクシ体験へ参加する者が100人以上

業務内容イメージ



(1) 介護職・介護業務の魅力発信

【業務内容】

府内の高校生、大学1・2年生が介護職・介護業務に興味を持ち、業務内容(2)と連動することでフクシ体験の参加者が増加するように介護職・介護業務の魅力を発信すること。

【提案を求める事項】

ターゲットに合わせた(高校生、大学1・2年生)具体的な実施内容、実施手法、実施スケジュール

(2) フクシ体験参加促進

【業務内容】

業務内容(1)と連動して実施することにより、フクシ体験に参加したいと思える動機づけを行い、フクシ体験への参加を促進すること。(フクシ体験の詳細については別紙1「フクシのお仕事体験について」を参照。)

業務遂行にあたり「参加者全員に〇〇を配布」「参加者の中から抽選で〇名に〇〇割引券をプレゼント」のような手法は用いないこと。

※上記のような手法は「不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)」第2条第3項に規定される「景品類」に該当する可能性があるため。

【提案を求める事項】

具体的な実施内容、実施手法、実施スケジュール

(3) YouTubeチャンネルの効果的な広報手法、管理・運営

【業務内容】

YouTubeチャンネル(大阪府 介護にキュン♡チャンネル)の広報、管理・運営

【提案を求める事項】

既存動画等も活用した今までに試みていない効果的な広報手法、及び実施スケジュール

(4) 効果検証

【業務内容】

「5.業務内容及び企画提案を求める事項」に掲げる目標の達成に向けて、具体的なKPI(業務毎のプロセスと数値目標)を設定すること。業務の効果検証を実施すること。

※本業務を通じたフクシ体験への参加者数は府が測定する。

【提案を求める事項】

目標達成に向けた具体的なKPI(業務ごとのプロセスと数値目標)、業務効果の分析・検証手法

6. 企画提案にあたっての留意事項

- ・高校へ訪問して実施する出前講座等は高校側と調整が必要であり、必ず実施できる取組みではないため、それらの取組みを企画提案内容としないこと。
- ・府内の高校生や高校宛てにチラシ等を配布する場合、高校側と調整が必要であるため、提案の際に配布予定時期、配布方法と対象者についても明記すること。なお、配布は原則契約期間内で1回のみとする。

例：対象者別のチラシ部数)

対象者：進路指導教諭 部数：府内 253 校×20 部＝5,060 部

対象者：公立・私立の 1～2 学年 部数：134,101 人×1 部＝134,101 部

部数の根拠については別紙 2「府内の高等学校数・生徒数」を参照。

- ・別紙 3「過去の取組一覧」を参照すること。動画等を作成する場合は、魅力発信のアプローチ方法を変更するなど、類似内容は提案しないこと。目標達成に向けて最も効果的な取組みを提案すること。

7. 本業務実施にあたっての留意事項

(1) 個人情報等の取扱い

- ・受注者は、本業務で知りたいかなる情報も第三者へ漏らしてはならない。本業務の完了後においても同様とする。
- ・本事業で入手した個人情報を有する書類等については、本業務完了後、確実かつ速やかに廃棄、または消去すること。

(2) 著作権

- ・本業務に係る全ての成果品の著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利は、府に帰属する。
- ・受注者は成果品に係る著作者人格権を一切行使しないものとする。
- ・受注者は、業務の実施にあたり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- ・受注者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら府の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(3) 業務実施体制

- ・管理責任者や担当者等、本業務を適切に実施するために必要な人員を配置し、無理なく業務を実施できる業務スケジュールを組むこと。

(4) その他

- ・受注者は、業務の実施に際して常に府と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。また、府は、受託者に対して随時、業務の報告を求めることができる。
- ・関係法令を遵守し、コンプライアンスに配慮した運営をすること。
- ・業務の再委託は原則禁止することとし、必要がある場合は府と協議し、府の承認を得るものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、事前に府と受託者が協議の上、決定する。

8. 業務完了後大阪府へ提出するもの

(1) 提出物

- ① 実績報告書
- ② チラシ、動画等の各種電子データ
- ③ その他府が指定するもの。

(2) 納品場所

〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前 3 丁目 2 番 12 号 大阪府庁別館 8 階
大阪府福祉部地域福祉推進室福祉人材・法人指導課人材確保グループ